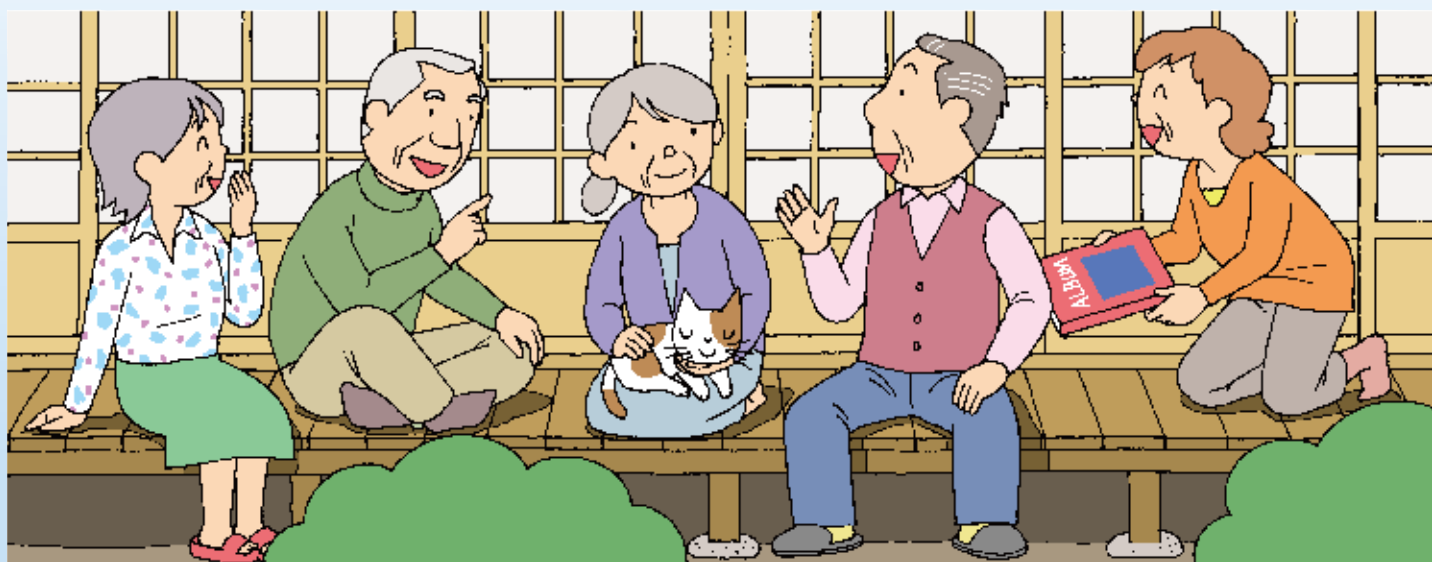


あんしん

介護保険

くらしをささえる制度があります！



もくじ

*掲載している内容については、今後見直される場合があります

■ 介護保険のしくみ.....	2	■ 地域密着型サービス.....	20
■ 要介護認定	4	■ 生活環境を整えるサービス	23
■ ケアプラン	6	■ 介護予防・日常生活支援総合事業	25
■ 利用者の負担.....	8	■ 高齢者あんしんセンター.....	30
■ 介護サービス（要介護1～5）.....	11	■ 介護保険料	32
■ 施設サービス（要介護1～5）.....	15	■ 介護保険以外のサービス.....	36
■ 介護予防サービス（要支援1・2）... ..	17	■ 税金の控除	42



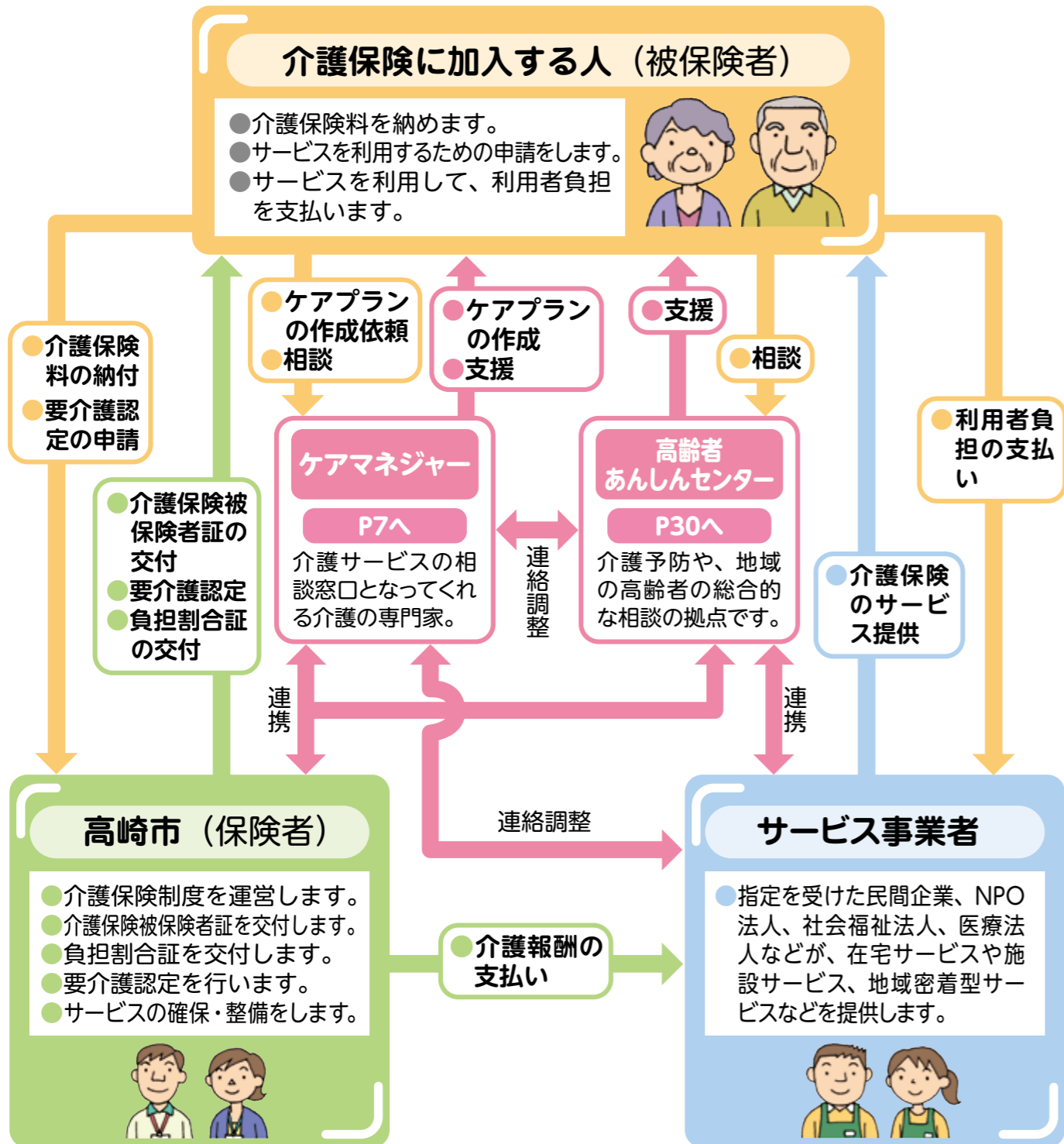
◀ 市のホームページでも介護保険制度について、ご覧いただけます。

介護保険はささえあいの制度です

介護保険のしくみについて知りましょう



介護保険制度は、40歳以上の人々が被保険者となって介護保険料を納め、介護や支援が必要となったときにその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるようサービスを利用する、支え合いの制度です。高崎市が運営しています。



介護保険に加入する人 (被保険者)

介護や支援が必要と認定されたら、介護保険のサービスを利用できます。

- 保険料を納めます。
- サービスを利用するため、要介護認定の申請をします。
- サービスを利用し、利用料を支払います。

第1号被保険者 65歳以上の人

サービスを利用できる人

第1号被保険者は、原因を問わず介護や日常生活の支援が必要となったとき、市の認定を受け、サービスを利用できます。

第2号被保険者 40歳以上64歳以下の人 (医療保険に加入している人)

サービスを利用できる人

第2号被保険者は、介護保険で対象となる病気 (特定疾病) により介護や支援が必要となったとき、市の認定を受け、サービスを利用できます。

※交通事故などが原因の場合は、介護保険の対象外となります。

特定疾病

- **がん** (医師が医学的知見にもとづき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る)
- **関節リウマチ**
- **筋萎縮性側索硬化症**
- **後縦靭帯骨化症**
- **骨折を伴う骨粗鬆症**
- **初老期における認知症**
- **進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症** 及び **パーキンソン病**
- **脊髄小脳変性症**
- **脊柱管狭窄症**
- **早老症**
- **多系統萎縮症**
- **糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症** 及び **糖尿病性網膜症**
- **脳血管疾患**
- **閉塞性動脈硬化症**
- **慢性閉塞性肺疾患**
- **両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症**

介護保険の被保険者証が交付されます

介護保険の加入者には医療保険の保険証とは別に、一人に1枚の介護保険被保険者証が交付されます。介護保険のサービスを利用するときなどに欠かせないものですから大切に扱きましょう。

- 65歳に到達する月に交付されます。(誕生日が1日の場合は前月)
- 40歳以上64歳以下の方は、認定を受けた場合などに交付されます。



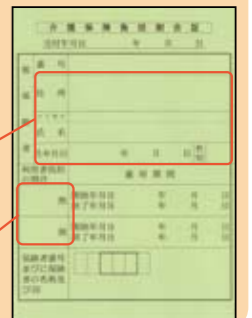
介護保険負担割合証が交付されます

介護保険で認定を受けた人には、一人に1枚、介護保険負担割合証が交付されます。サービスを利用したときに支払う利用者負担の割合 (1~3割*) が記載されています。適用期間は毎年8月1日から翌年7月31日までです。

※1~3割の判定方法については8ページへ。

住所、氏名、生年月日などに誤りがないか確認しましょう

利用者負担の割合が記載されています



まずは高齢者あんしんセンターや高崎市の担当窓口にご相談しましょう



1 窓口にご相談します

介護や支援が必要と感じたら、高齢者あんしんセンター（P31）や市の担当窓口にご相談しましょう。必要な介護や支援の度合いによって、受けられるサービスが異なります。

介護予防・日常生活支援総合事業の利用を希望する場合は…

介護予防・日常生活支援総合事業の利用を希望する場合は、基本チェックリストを受けます。基本チェックリストの結果により、利用できるサービスが異なります。
また、基本チェックリストを受けた後でも、介護や支援が必要と思われるなどの場合は、要介護（要支援）認定の申請をご案内します。

詳しくはP25

介護サービス、介護予防サービスの利用を希望する場合は…

2 市の窓口にて要介護（要支援）認定の申請をします

2 要介護（要支援）認定の申請をします

介護サービスや介護予防サービスの利用を希望する人は、市の窓口にて認定の申請をしましょう。申請は、利用者本人または家族のほか、成年後見人、高齢者あんしんセンター、省令で定められた居宅介護支援事業者や介護保険施設などに代行してもらうこともできます。

申請には以下のものが必要です

- 要介護・要支援認定申請書（氏名や住所などの記入が必要です）
- 介護保険被保険者証 ● 健康保険被保険者証

※上記以外に、原則として本人や代理人の身元確認書類などが必要です。詳しくは市の窓口にお問い合わせください。

3 認定調査が行われます

認定調査

市の職員などが自宅を訪問し、心身の状況を調べるために、利用者本人と家族などから聞き取り調査などをします（全国共通の調査票が使われます）。

主治医意見書

利用者本人の主治医から介護を必要とする原因疾患などについての記載を受けます。主治医が市内の人：申請者が医療機関窓口にて依頼書（市の窓口にあります）を提出してください。
主治医が市外の人：市から直接医療機関に依頼します。

4 審査・判定されます

まず認定調査の結果などからコンピュータ判定（一次判定）が行われ、その結果と特記事項、主治医意見書をもとに「介護認定審査会」で審査し、要介護状態区分が判定（二次判定）されます。

- コンピュータ判定の結果…公平に判定するため、認定調査の結果はコンピュータで処理されます。（一次判定の結果）
- 特記事項…調査項目では把握できない事項などが記入されます。
- 主治医意見書…かかりつけ医が作成した心身の状況についての意見書。

介護認定審査会が審査・判定（二次判定）

市が委嘱する保健、医療、福祉の専門家等で構成された介護認定審査会が総合的に審査し、要介護状態区分が決められます。



5 審査結果に基づいて認定結果が通知されます

以下の要介護状態区分に認定されます。結果が記載された「認定結果通知書」と「介護保険被保険者証」が届きますので、記載されている内容を確認しましょう。
また、利用者負担の割合が記載された「介護保険負担割合証」も発行されます。

要介護1～5

生活機能の維持・改善を図ることが適切な人などです。介護サービスが利用できます。

P6

要支援1・2

要介護状態が軽く、生活機能が改善する可能性の高い人などです。介護予防サービスと、「介護予防・日常生活支援総合事業」の「介護予防・生活支援サービス事業」が利用できます。

P6

非該当(自立)

非該当（自立）の人は、基本チェックリストを受けて該当した場合は、「介護予防・日常生活支援総合事業」のサービスが利用できます（介護予防・生活支援サービス事業対象者）。
また、基本チェックリストを受けて、非該当の場合でも、一般介護予防事業（P28）に参加することができます。

P25

認定結果の有効期間と更新手続き

認定の効力発生日は認定申請日になります（更新認定の場合は前回認定の有効期間満了日の翌日）。要介護・要支援認定は、有効期間満了前に更新手続きが必要です。更新の申請は、要介護認定の有効期間満了日の60日前から受け付けます。

どんな介護や支援が必要か確認しましょう

ケアプラン・介護予防 ケアプランを作成します



介護サービス・介護予防サービスともに、個人の心身の状態に合わせたケアプラン・介護予防ケアプランを作り、それに基づいてサービスを利用します。

ケアプラン、介護予防ケアプランの相談・作成は全額を介護保険が負担しますので、利用者負担はありません。

■居宅介護支援事業者とは

ケアマネジャーを配置している事業者です。要介護認定申請の代行やケアプランの作成を依頼するときの窓口となり、サービス提供機関と連絡・調整をします。

※申請を代行できる事業者は厚生労働省令で定められています。



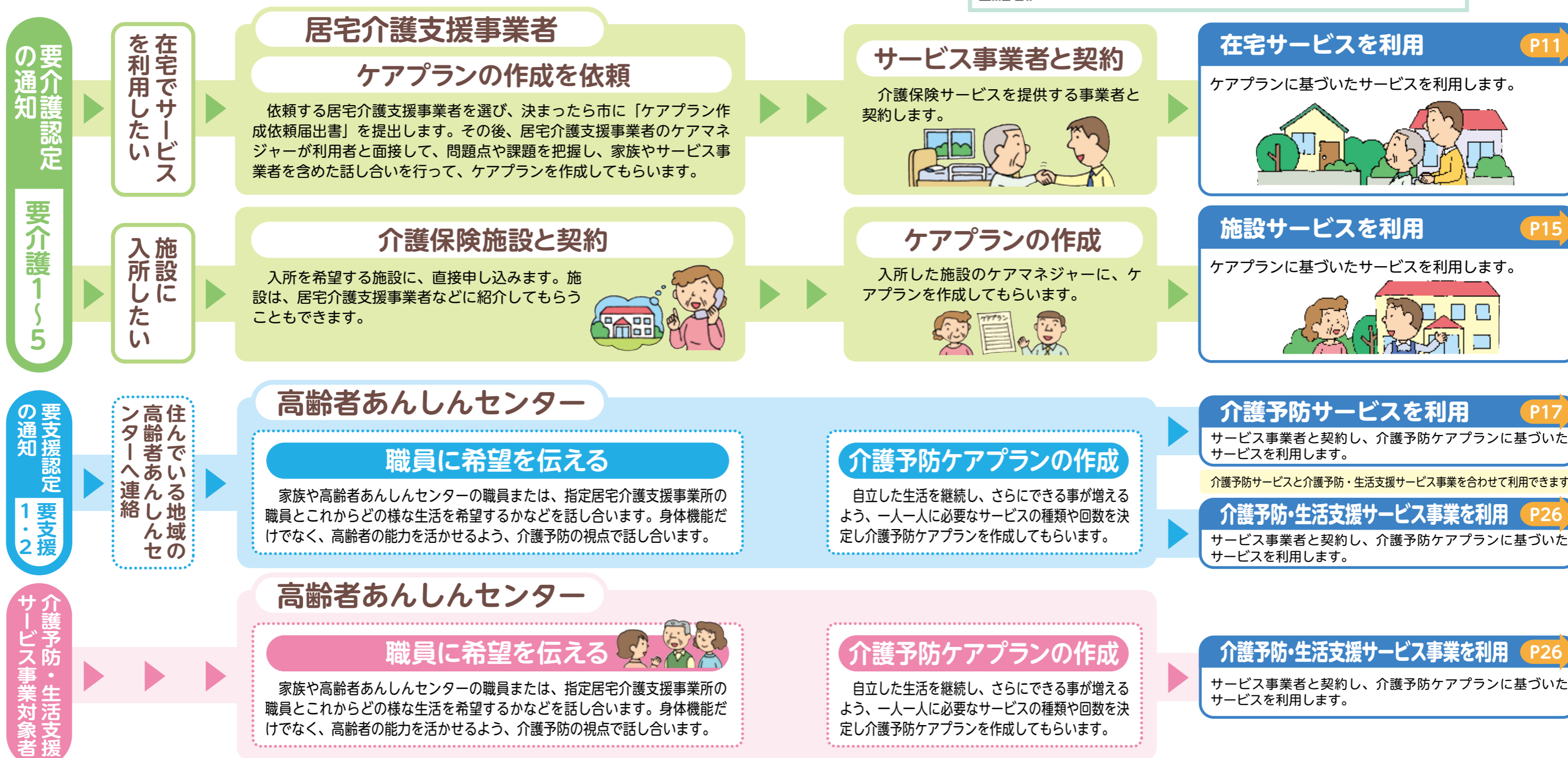
■ケアマネジャー（介護支援専門員）とは

介護の知識を幅広く持った専門家で、介護保険サービスの利用にあたり次のような役割を担っています。

- 利用者や家族の相談に応じアドバイスします。
- サービス事業者との連絡や調整をします。
- 利用者の希望に沿ったケアプランを作成します。
- 施設入所を希望する人に適切な施設を紹介します。



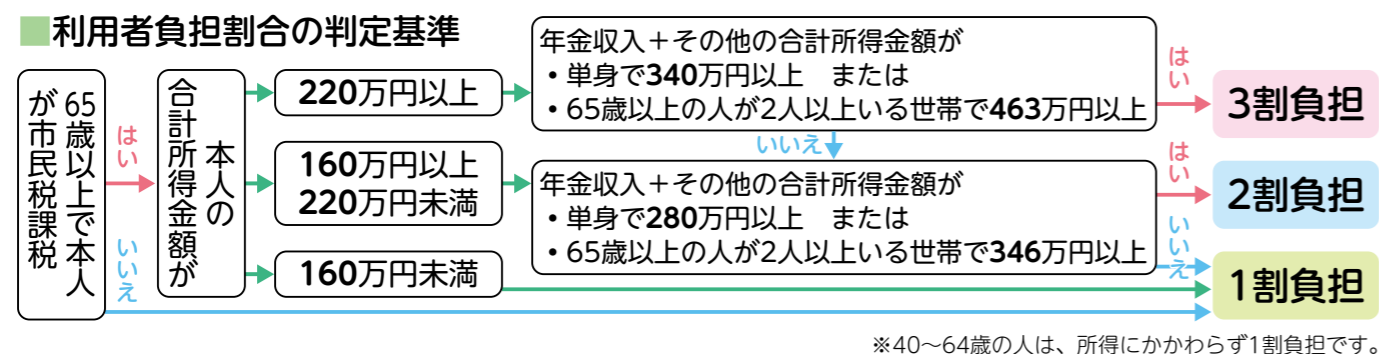
高崎市内の事業所一覧は市のホームページからご覧いただけます。





サービスにかかった費用の負担について

ケアプランに基づいてサービスを利用した場合、かかった費用の1割、2割、または3割をサービス事業者に支払います。



介護保険負担割合証で利用者負担の割合を確認しましょう

要介護（要支援）認定を受けた人などには、利用者負担の割合が記載された「介護保険負担割合証」が発行されます（適用期間は8月～翌年7月で毎年交付されます）。サービス利用時にサービス事業者に提示します。

主な在宅サービスの費用について

主な在宅サービスでは、要介護状態区分に応じて上限額（支給限度額）が決められています。上限額の範囲内でサービスを利用するときは、利用者負担は1割、2割、または3割ですが、上限を超えてサービスを利用した場合には、超えた分は全額利用者の負担となります。

主な在宅サービスの支給限度額(1か月)のめやす

要介護状態区分	支給限度額
事業対象者	50,320円
要支援1	50,320円
要支援2	105,310円
要介護1	167,650円
要介護2	197,050円
要介護3	270,480円
要介護4	309,380円
要介護5	362,170円

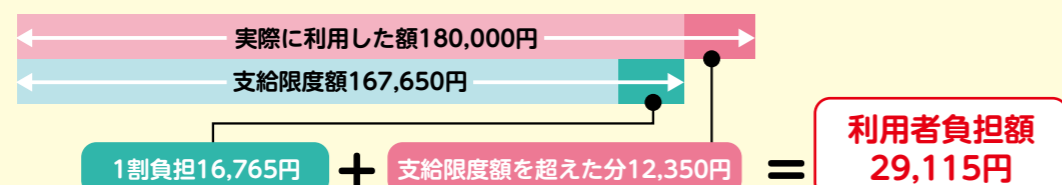
※上記の支給限度額は標準地域のケースで、人件費などの地域差に応じて限度額の加算があります。

支給限度額が適用されないサービス

要支援1・2の人のサービス
<ul style="list-style-type: none"> ●介護予防居宅療養管理指導 ●介護予防特定施設入居者生活介護 ●介護予防認知症対応型共同生活介護 ●特定介護予防福祉用具購入 ●介護予防住宅改修費支給
要介護1～5の人のサービス
<ul style="list-style-type: none"> ●居宅療養管理指導 ●特定施設入居者生活介護 ●認知症対応型共同生活介護 ●地域密着型特定施設入居者生活介護 ●地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ●特定福祉用具購入 ●住宅改修費支給

※内容によっては支給限度額が適用される場合があります。

例 要介護1の人が、1か月180,000円分のサービスを利用した場合の利用者負担額（1割負担の場合）



介護保険を利用しやすくするために利用者負担の軽減制度があります



1か月の利用者負担が限度額を超えたとき

同じ月に利用したサービスの利用者負担の合計額（同じ世帯内に複数の利用者がある場合は世帯合計額）が下表の限度額を超えたときは、申請により超えた分が「高額介護サービス費等[※]」として後から支給されます。申請する際は、市に「高額介護サービス費等支給申請書」を提出してください。支給対象となる人には、市から支給のお知らせ（勧奨通知）が送られます。

※介護予防・生活支援サービス事業利用者で条件に該当する場合には、「高額介護予防サービス費相当」として支給されます。

◆利用者負担の限度額（月額）

利用者負担段階区分	限度額（世帯合計）
●同一世帯内に、65歳以上で課税所得690万円以上の人がある人	140,100円
●同一世帯内に、65歳以上で課税所得380万円以上690万円未満の人がある人	93,000円
●市民税課税世帯の人（同一世帯内に、65歳以上で課税所得380万円以上の人がいない人）	44,400円
●市民税非課税世帯の人	24,600円
●市民税非課税世帯で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人等	15,000円(個人)
●生活保護の受給者等	15,000円(個人) 15,000円

介護保険と医療保険の利用者負担が高額になったとき

介護保険と医療保険の両方の利用者負担が高額になった場合は合算することができます（高額医療・高額介護合算制度）。介護保険と医療保険のそれぞれ月の限度額を適用後、年間（8月～翌年7月）の利用者負担を合算して下表の限度額を超えたときは、申請により超えた分が後から支給されます。

◆高額医療・高額介護合算制度の利用者負担限度額（年額／8月～翌年7月）

所得基礎控除後の総所得金額等	70歳未満の人がいる世帯	所得区分	70～74歳の人がいる世帯	後期高齢者医療制度で医療を受ける人がいる世帯
901万円超	212万円	課税所得690万円以上		212万円
600万円超 901万円以下	141万円	課税所得380万円以上 690万円未満		141万円
210万円超 600万円以下	67万円	課税所得145万円以上 380万円未満		67万円
210万円以下	60万円	一般（市民税課税世帯）		56万円
市民税非課税世帯	34万円	低所得者Ⅱ（市民税非課税世帯）		31万円
		低所得者Ⅰ [※]		19万円

※世帯の各収入から必要経費・控除を差し引いたときに所得が0円になる人（年金収入のみの場合80万円以下の人）。

※低所得者Ⅰ区分の世帯で介護保険サービスの利用者が複数いる場合は、限度額の適用方法が異なります。

●毎年7月31日時点で加入している医療保険の所得区分が適用されます。

●支給対象となる人は医療保険の窓口へ申請が必要です。

社会福祉法人等利用者に対する軽減措置

社会福祉法人が提供する介護サービスを利用する人のうち、下記に該当する人は利用者負担額および食費、居住費（滞在費）が軽減されます。

対象サービス（※1については介護予防サービスも含む。※2については総合事業におけるサービスも含む。）

- 訪問介護※2
- 通所介護※2
- 短期入所生活介護※1
- 夜間対応型訪問介護
- 認知症対応型通所介護※1
- 小規模多機能型居宅介護※1
- 看護小規模多機能型居宅介護
- 地域密着型通所介護
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 介護老人福祉施設サービス
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

対象者 市民税非課税世帯であって、次の要件(①～⑥)を全て満たす人のうち、その人の収入や世帯状況、利用者負担等を総合的に勘案し、生計が困難であると認められる人

- ①年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること
- ②預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること
- ③日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと（居住地以外の土地、貸家など）
- ④市民税を課税されている人に扶養、仕送り等をされていない人
- ⑤介護保険料を完納している人
- ⑥保険給付の制限を受けていない人

軽減割合 軽減率は原則4分の1です。ただし高齢福祉年金受給者は2分の1となります。生活保護受給者は居住費のみ全額免除となります。

障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置

介護保険の訪問介護サービスを利用する人のうち、下記に該当する人は利用者負担額が軽減されます。

対象サービス

- 訪問介護
- 介護予防訪問介護
- 夜間対応型訪問介護

対象者 障害者総合支援法によるホームヘルプサービスの利用において境界層該当として定率負担が0円となっている人であって介護保険の対象者となった人

居宅サービス利用者の助成（高崎市独自の助成サービス）

居宅サービスの利用者負担の支払いが困難な人に対して、高崎市独自サービスとして利用者負担額のうち、他の制度により減額されていない部分の2分の1を助成します。

対象サービス（※1については介護予防サービスも含む。※2については総合事業におけるサービスも含む。）

- 訪問介護※2
- 訪問入浴介護※1
- 訪問看護※1
- 訪問リハビリテーション※1
- 通所介護※2
- 通所リハビリテーション※1
- 短期入所生活介護※1
- 短期入所療養介護※1
- 看護小規模多機能型居宅介護
- 福祉用具貸与※1
- 夜間対応型訪問介護
- 認知症対応型通所介護※1
- 小規模多機能型居宅介護※1
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- 地域密着型通所介護

対象者 次の全てに該当する人

- ①市民税非課税世帯の人
- ②世帯の収入が介護保険料や利用者負担を支払ったときに、生活保護基準を下回る世帯またはこれに準ずる世帯に属する人
- ③預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること
- ④日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと（居住地以外の土地、貸家など）
- ⑤市民税を課税されている人に扶養、仕送り等をされていない人
- ⑥介護保険料等を完納している人
- ⑦保険給付の制限を受けていない人

短期入所サービス費助成（高崎市独自の助成サービス）

1か月に利用した居宅サービス費が支給限度額を超えた場合、短期入所サービス利用に要した費用の一部を助成します。要介護度ごとに対象となる日数が異なります。

対象者 次の全てに該当する人

- ①1か月に受けた居宅サービス費が支給限度額を超えている人
- ②介護保険料を完納している人
- ③短期入所サービスがケアプランに適正に位置づけられている人
- ④市民税非課税世帯の人

要介護1～5の人が利用できるサービスです



介護保険で利用できるサービス 介護サービス（在宅サービス）

在宅サービスには、居宅を訪問してもらう訪問系サービスや施設に通って受ける通所系サービスなどがあります。サービスは組み合わせて利用することができます。

- 利用者負担のめやすは、サービスにかかる基本的な費用の1割を掲載しています。
- サービスの利用内容によってさまざまな加算があります。また、地域による加算や介護職員処遇改善加算などもあります。

自宅での生活の手助けをしてほしい

訪問介護（ホームヘルプ）

ホームヘルパーが居宅を訪問して、食事・入浴・排せつなどの身体介護、調理・洗濯、掃除などの日常生活上の援助をします。通院などを目的とした乗降介助も行います。



●利用者負担のめやす

身体介護中心（20分以上30分未満の場合）	250円
生活援助中心（20分以上45分未満の場合）	183円
通院等のための乗車または降車の介助（1回につき）	99円

※早朝・夜間は25%加算、深夜は50%が加算されます。

※移送にかかる費用は別途負担が必要です。

ご注意ください！ 以下のサービスは対象となりません。

本人以外へのサービス提供や、日常生活上の家事の範囲を超えるサービスは対象外です。

- 本人以外の家族のための家事
- 留守番
- 草むしり など
- ペットの世話
- 来客の応対
- 預金の引き出し、預け入れ
- 家具の移動や修繕、模様替え

訪問入浴介護

介護職員と看護職員が移動入浴車などで居宅を訪問し、入浴の介助をします。

●利用者負担のめやす

1回	1,260円
----	--------



自宅でリハビリを受けたい

訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が居宅を訪問し、リハビリテーションを行います。



●利用者負担のめやす

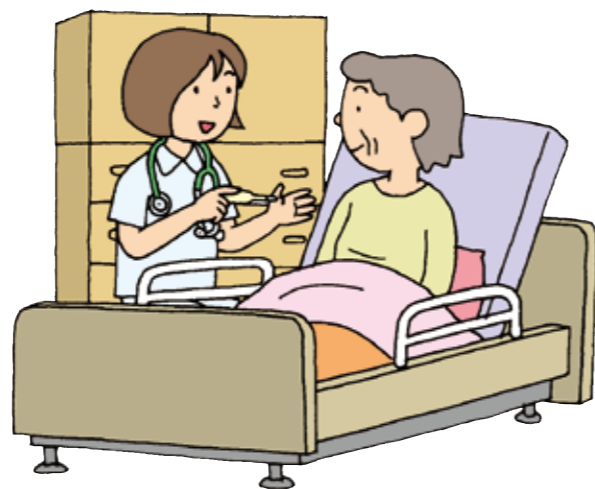
1回*	307円
-----	------

*20分間リハビリテーションを行った場合。

自宅でお医者さんや看護師さんにアドバイスをもらいたい

訪問看護

疾患などを抱えている人へ、看護師などが居宅を訪問し、療養上の世話や診療の補助を行います。



●利用者負担のめやす

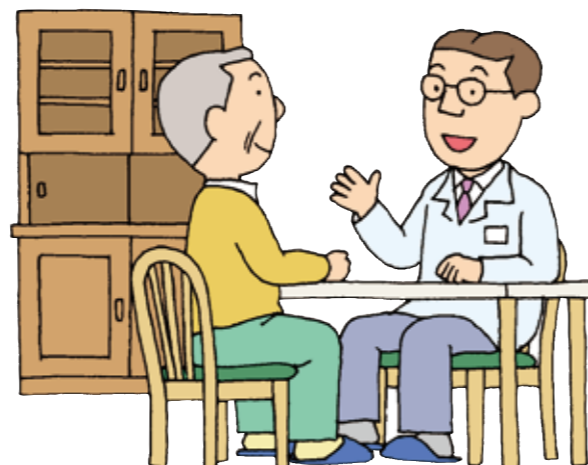
訪問看護ステーションからの訪問の場合 (30分未満)	470円
----------------------------	------

病院または診療所からの訪問の場合 (30分未満)	398円
--------------------------	------

*早朝・夜間は25%加算、深夜は50%加算されます。
*緊急時訪問看護加算、特別な管理を必要とする場合などの加算あり。

居宅療養管理指導

通院が困難な人へ、医師・歯科医師・薬剤師・管理栄養士などが居宅を訪問し、療養上の管理や指導をします。



●利用者負担のめやす

医師が行う場合 (月2回まで)	514円
-----------------	------

施設に行って支援やリハビリを受けたい

通所介護(デイサービス)

通所介護施設に通い、食事・入浴・排せつなどの日常生活上の支援や、機能訓練などを日帰りで行います。



●利用者負担のめやす
通常規模の事業所の場合 (7時間以上8時間未満の場合)

要介護1	655円
要介護2	773円
要介護3	896円
要介護4	1,018円
要介護5	1,142円

*送迎を含む。
*個別の機能訓練を行った場合や入浴の加算あり。食費、日常生活費は別途必要になります。

通所リハビリテーション(デイケア)

介護老人保健施設や医療施設などに通い、食事・入浴・排せつなどの介護や、生活機能向上のためのリハビリテーションを日帰りで行います。



●利用者負担のめやす
通常規模の事業所の場合 (7時間以上8時間未満の場合)

要介護1	757円
要介護2	897円
要介護3	1,039円
要介護4	1,206円
要介護5	1,369円

*送迎を含む。
*食費、日常生活費は別途必要になります。

施設に入所してサービスを受けたい

短期入所生活介護 (ショートステイ) 短期入所療養介護 (医療型ショートステイ)

介護老人福祉施設や医療施設などに短期間入所している人へ、日常生活上の支援や機能訓練などを行います。

※連続した利用が30日を超えた場合、31日目からは全額自己負担となります。

●利用者負担のめやす

短期入所生活介護

介護老人福祉施設
併設型・多床室の場合 〈1日につき〉

要介護1	596円
要介護2	665円
要介護3	737円
要介護4	806円
要介護5	874円

※食費、滞在費、日常生活費は別途必要になります。



短期入所療養介護

介護老人保健施設
多床室の場合 〈1日につき〉

要介護1	827円
要介護2	876円
要介護3	939円
要介護4	991円
要介護5	1,045円

※食費、滞在費、日常生活費は別途必要になります。

有料老人ホームなどに入居しながらサービスを受けたい

特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどに入居している人へ、日常生活上の世話や機能訓練などを行います。

●利用者負担のめやす 〈1日につき〉

要介護1	538円
要介護2	604円
要介護3	674円
要介護4	738円
要介護5	807円

※食費、居住費、日常生活費は別途必要になります。



共生型サービスについて

共生型サービスは、1つの事業所で介護保険と障害福祉サービスを一体的に提供する取り組みです。障害福祉サービス事業所でも、介護保険サービスが利用できる場合があります。

対象サービス 訪問介護、デイサービス、ショートステイ等

施設で生活しながら介護を受けられるサービスです



介護保険で利用できるサービス 施設サービス

施設サービスは、介護が中心か治療が中心かなどによって入所する施設を選択します。入所の申し込みは介護保険施設へ直接行います。要支援1・2の人は、施設サービスは利用できません（介護老人福祉施設は要介護1・2の人も原則として新規入所できません）。

施設サービスの費用について

施設サービスを利用した場合、サービス費用の1割、2割、または3割に加えて、食費、居住費、日常生活費を施設に支払います。

サービス費用の1割、2割、または3割 + 食費 + 居住費 + 日常生活費

対象となるサービス

- ・介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
- ・介護老人保健施設
- ・介護療養型医療施設
- ・介護医療院
- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ・短期入所生活介護（ショートステイ）
- ・短期入所療養介護（医療型ショートステイ）

●基準費用額：施設における居住費・食費の平均的な費用を勘案して定める額（1日あたり）

利用者負担は施設と利用者間で契約により決められますが、基準となる額が定められています。

- 居住費……ユニット型個室 2,006円、ユニット型個室的多床室 1,668円、従来型個室 1,668円（介護老人福祉施設と短期入所生活介護は1,171円）、多床室 377円（介護老人福祉施設と短期入所生活介護は855円）
- 食費……1,445円

ただし、低所得の人の施設利用が困難とならないように、申請により、食費と居住費の一定額以上は保険給付されます。所得に応じた負担限度額までを支払い、残りの基準費用額との差額は介護保険から給付されます。特定入所者介護（予防）サービス費。

●負担限度額（1日あたり）

利用者負担段階	居住費等の負担限度額				食費の負担限度額	
	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	施設サービス	短期入所サービス
第1段階	820円	490円	490円 (320円)	0円	300円	300円
第2段階	820円	490円	490円 (420円)	370円	390円	600円
第3段階①	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円	1,000円
第3段階②	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	1,360円	1,300円

●介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の負担限度額は、() 内の金額となります。

●次の①②のいずれかに該当する場合、特定入所者介護（予防）サービス費の給付対象にはなりません。

- ①市民税非課税世帯でも、世帯分離している配偶者が市民税課税者。
- ②市民税非課税世帯（世帯分離している配偶者も市民税非課税）でも、
・第1段階：預貯金等が単身1,000万円、夫婦2,000万円を超える場合
・第2段階：預貯金等が単身650万円、夫婦1,650万円を超える場合
・第3段階①：預貯金等が単身550万円、夫婦1,550万円を超える場合
・第3段階②：預貯金等が単身500万円、夫婦1,500万円を超える場合

※ただし、40歳以上64歳以下の人（第2号被保険者）の場合は預貯金等が単身1,000万円、夫婦2,000万円を超える場合。

※配偶者は事実婚も含む。

施設で生活しながらサービスを受けたい

介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)

常時介護が必要で居宅での生活が困難な人が入所して、日常生活上の支援や介護を提供します。



●利用者負担のめやす〈30日の場合〉

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護3	21,360円	21,360円	23,790円
要介護4	23,400円	23,400円	25,860円
要介護5	25,410円	25,410円	27,870円

●新規入所は、原則として要介護3以上の人が対象です。

介護老人保健施設 (老人保健施設)

状態が安定している人が在宅復帰できるよう、リハビリテーションや介護を提供します。

●利用者負担のめやす〈30日の場合〉

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	21,420円	23,640円	23,880円
要介護2	22,770円	25,080円	25,230円
要介護3	24,630円	26,940円	27,090円
要介護4	26,220円	28,470円	28,680円
要介護5	27,750円	30,090円	30,270円

介護療養型医療施設 (療養病床等)

長期の療養を必要とする人のための施設で、医療・看護・介護・リハビリテーションなどを提供します。

●利用者負担のめやす〈30日の場合〉

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	17,790円	20,580円	21,180円
要介護2	20,550円	23,430円	24,030円
要介護3	26,670円	29,460円	30,060円
要介護4	29,220円	32,100円	32,700円
要介護5	31,560円	34,380円	34,980円

介護医療院

長期の療養を必要とする人のための施設で、医療のほか、生活の場としての機能も兼ね備え、日常生活上の介護などを提供します。

●利用者負担のめやす〈30日の場合〉

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	21,420円	24,750円	25,260円
要介護2	24,720円	28,020円	28,530円
要介護3	31,800円	35,130円	35,640円
要介護4	34,830円	38,130円	38,640円
要介護5	37,530円	40,860円	41,370円

- 従来型個室…ユニットを構成しない個室。
 - 多床室…ユニットを構成しない相部屋。
 - ユニット型個室…壁が天井まであり、完全に仕切られている個室。
 - ユニット型個室的多床室…壁が天井までなく、すき間がある個室。
- ※ユニットとは、少数の個室と、個室に近接して設けられた共同生活室によって一体的に構成される場所のことです。

要支援1・2の人が利用できるサービスです



介護保険で利用できるサービス 介護予防サービス

介護予防サービスには、居宅を訪問してもらう訪問系サービスや施設に通って受ける通所系サービスなどがあります。サービスは組み合わせて利用することができます。

- 利用者負担のめやすは、サービスにかかる基本的な費用の**1割**を掲載しています。
- サービスの利用内容によってさまざまな加算があります。また、地域による加算や介護職員処遇改善加算などもあります。

要支援1・2の人は介護予防・日常生活支援総合事業の介護予防・生活支援サービス事業も利用できます。

詳しくはP26

自宅での生活の手助けをしてほしい

介護予防訪問入浴介護

疾病などの特別な理由がある場合に、介護職員と看護職員が居宅を訪問し、入浴の介助をします。



●利用者負担のめやす

1回	852円
----	------

自宅でリハビリを受けたい

介護予防訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が居宅を訪問し、介護予防を目的としたリハビリテーションを行います。



●利用者負担のめやす

1回*	307円
-----	------

※20分間リハビリテーションを行った場合。

自宅でお医者さんや看護師さんにアドバイスをもらいたい

介護予防訪問看護

疾患などを抱えている人へ、看護師などが居宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の世話や診療の補助を行います。

●利用者負担のめやす

訪問看護ステーションからの訪問の場合 (30分未満)	450円
病院または診療所からの訪問の場合 (30分未満)	381円

※早朝・夜間は25%加算、深夜は50%加算されます。
※緊急時訪問看護加算、特別な管理を必要とする場合などの加算あり。

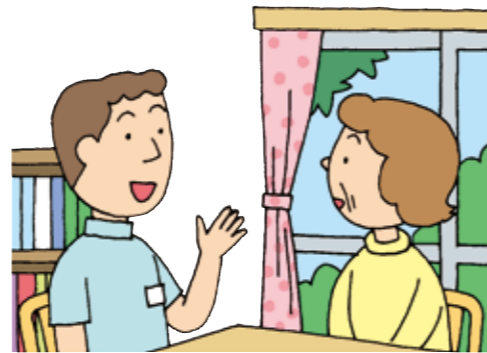


介護予防居宅療養管理指導

通院が困難な人へ、医師・歯科医師・薬剤師・管理栄養士などが居宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の管理や指導をします。

●利用者負担のめやす

医師が行う場合（月2回まで）	514円
----------------	------



施設に行って支援やリハビリを受けたい

介護予防通所リハビリテーション（デイケア）

介護老人保健施設や医療施設などで、食事・入浴・排せつなどの日常生活上の支援や、リハビリテーションを日帰りで行います。また、目標に合わせた選択的サービスも提供します。

●利用者負担のめやす（1か月につき）

共通的服务		選択的サービス	
要支援1	2,053円	運動器機能向上	225円
要支援2	3,999円	栄養改善	200円
		口腔機能向上（I）	150円

※送迎、入浴を含む。
※食費、日常生活費は別途必要になります。

選択的サービスには次のようなものがあり、利用者の目標に応じて利用できます。組み合わせで利用することもできます。

- 運動器機能向上** 理学療法士などの指導で、ストレッチや筋力トレーニングなどをします。
- 栄養改善** 管理栄養士などの指導で、低栄養を予防するための食べ方や、食事作りなどをします。
- 口腔機能向上** 歯科衛生士や言語聴覚士などの指導で、歯みがきや摂食・えん下機能向上の訓練などをします。

施設に入所してサービスを受けたい

介護予防短期入所生活介護（ショートステイ） 介護予防短期入所療養介護（医療型ショートステイ）

介護老人福祉施設や医療施設などに短期間入所している人へ、介護予防を目的とした日常生活上の支援や機能訓練などを行います。

※連続した利用が30日を超えた場合、31日目からは全額自己負担となります。



●利用者負担のめやす

介護予防短期入所生活介護

介護老人福祉施設
併設型・多床室の場合（1日につき）

要支援1	446円
要支援2	555円

※食費、滞在費、日常生活費は別途必要になります。

介護予防短期入所療養介護

介護老人保健施設
多床室の場合（1日につき）

要支援1	610円
要支援2	768円

※食費、滞在費、日常生活費は別途必要になります。

有料老人ホームなどに入居しながらサービスを受けたい

介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどに入居している人へ、介護予防を目的とした日常生活上の支援や機能訓練などを行います。

●利用者負担のめやす（1日につき）

要支援1	182円
要支援2	311円

※食費、居住費、日常生活費は別途必要になります。





介護保険で利用できるサービス 地域密着型サービス

住み慣れた地域での生活を続けるために、地域の特性に応じた地域密着型サービスがあります。ただし、地域で必要とされるサービスが異なるため、原則として、他の市区町村のサービスは受けられません。

【 】内は、介護予防サービスの名称です。

- 利用者負担のめやすは、サービスにかかる基本的な費用の1割を掲載しています。
- サービスの利用内容によってさまざまな加算があります。また、地域による加算や介護職員処遇改善加算などもあります。
- 施設を利用した場合、食費、日常生活費、居住費などは別途必要になります。

通い・訪問・宿泊など組み合わせて利用したい

小規模多機能型居宅介護 【介護予防小規模多機能型居宅介護】

施設への通いを中心に、利用者の選択に応じて、居宅への訪問や短期間の宿泊を組み合わせ、多機能なサービスを提供します。



●利用者負担のめやす〈1か月につき〉

要支援1	3,438円
要支援2	6,948円
要介護1	10,423円
要介護2	15,318円
要介護3	22,283円
要介護4	24,593円
要介護5	27,117円

要支援1・2の人は利用できません

看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせることで、通い・訪問・短期間の宿泊で介護や医療・看護のケアを提供します。



●利用者負担のめやす〈1か月につき〉

要介護1	12,438円
要介護2	17,403円
要介護3	24,464円
要介護4	27,747円
要介護5	31,386円

地域の身近な施設でサービスを利用したい

地域密着型特定施設入居者生活介護

定員が29人以下の介護専用型特定施設で、食事・入浴・排せつなどの介護や、日常生活上の世話、機能訓練などを提供します。

要支援1・2の人は利用できません



●利用者負担のめやす〈1日につき〉

要介護1	542円
要介護2	609円
要介護3	679円
要介護4	744円
要介護5	813円

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設で、介護や日常生活上の世話、機能訓練などを提供します。

●利用者負担のめやす〈1日につき〉

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室の多床室
要介護3	722円	722円	803円
要介護4	792円	792円	874円
要介護5	860円	860円	942円

要支援1・2の人は利用できません

●新規入所は、原則として要介護3以上の人が対象です。

ヘルパーさんに自宅を定期的に訪問してもらいたい

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて、定期的な巡回と随時の通報により居宅を訪問し、入浴・排せつ・食事などの介護や、日常生活上の緊急時の対応を行います。

要支援1・2の人は利用できません

●利用者負担のめやす〈1か月につき〉

介護、看護一体型事業所の場合

◆訪問介護のみを利用

要介護1	5,697円
要介護2	10,168円
要介護3	16,883円
要介護4	21,357円
要介護5	25,829円

◆訪問介護と訪問看護を利用

要介護1	8,312円
要介護2	12,985円
要介護3	19,821円
要介護4	24,434円
要介護5	29,601円

認知症の人を対象にしたサービスを利用したい

認知症対応型通所介護 【介護予防認知症対応型通所介護】

認知症の人へ、食事・入浴などの介護や機能訓練などを日帰りで行います。

●利用者負担のめやす
(7時間以上8時間未満の場合)
単独型を利用する場合

要支援1	859円
要支援2	959円
要介護1	992円
要介護2	1,100円
要介護3	1,208円
要介護4	1,316円
要介護5	1,424円

認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)

【介護予防認知症対応型共同生活介護】

認知症の人が共同生活する住居で、食事・入浴などの介護や機能訓練などを行います。

要支援1の人は利用できません

●利用者負担のめやす (1日につき)
ユニット数1の場合

要支援2	760円
要介護1	764円
要介護2	800円
要介護3	823円
要介護4	840円
要介護5	858円

夜間もヘルパーさんに来てもらいたい

夜間対応型訪問介護

定期巡回または通報による夜間専用の訪問介護を行います。

要支援1・2の人は利用できません

●利用者負担のめやす
オペレーションセンターを設置している場合

基本夜間対応型訪問介護	1,025円/月
-------------	----------

施設に行って支援を受けたい

地域密着型通所介護

定員が18人以下の小規模な通所介護施設で、食事・入浴・排せつなどの日常生活上の支援や、機能訓練などを日帰りで行います。

要支援1・2の人は利用できません

●利用者負担のめやす
(7時間以上8時間未満の場合)

要介護1	750円
要介護2	887円
要介護3	1,028円
要介護4	1,168円
要介護5	1,308円

生活しやすい環境で自立を目指しましょう



介護保険で利用できるサービス 生活環境を整えるサービス

自立した生活を目指すために、福祉用具のレンタル(貸与)や購入費を支給するサービス、住宅の改修が必要な場合に、改修費を支給するサービスがあります。

【 】内は、介護予防サービスの名称です。

福祉用具を使用して自分でできることを増やしたい

福祉用具貸与【介護予防福祉用具貸与】

日常生活の自立を助けるための福祉用具(下記の品目)を借りることができます。

要介護4・5の人の対象品目

- 自動排せ処理装置※尿のみを吸引するものは要支援1・2、要介護1~3の人も利用できます。

要介護2・3の人の対象品目

- 車いす(車いす付属品を含む)
- 特殊寝台(特殊寝台付属品を含む)
- 床ずれ防止用具
- 体位変換器
- 認知症老人徘徊感知機器
- 移動用リフト(つり具を除く)

要支援1・2、要介護1の人の対象品目

- 手すり(工事を伴わないもの)
- スロープ(工事を伴わないもの)
- 歩行器
- 歩行補助つえ

◆利用者負担について

- 用具の種類や事業者により金額は変わります。また、全国平均貸与価格が公表され、上限額が設定されています。
- 支給限度額(P8)が適用されます。

特定福祉用具購入【特定介護予防福祉用具購入】

下記の福祉用具を、都道府県などの指定を受けた事業者から購入したとき、購入費が支給されます。

申請が必要です

要介護1~5

要支援1・2

- 腰掛便座
- 簡易浴槽
- 入浴補助用具
- 自動排せ処理装置の交換可能部品
- 移動用リフトのつり具

※事業所にいる「福祉用具専門相談員」に必ずアドバイスを受けましょう。

◆利用者負担について

- いったん利用者が全額負担します。あとで領収書などを添えて市に申請すると、同年度(4月1日~翌年3月31日)で10万円を上限に費用の9割、8割、または7割が介護保険から支給されます。
- 都道府県などの指定を受けていない事業者から購入した場合は支給されませんので、ご注意ください。

住宅改修費支給【介護予防住宅改修費支給】

事前の申請が必要です

事前に市へ申請したうえで、手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をしたとき、改修費が支給されます。

◆利用者負担について

- いったん利用者が改修費を全額負担します。あとで市に申請すると、20万円を上限に費用の9割、8割、または7割が介護保険から支給されます（支給額は18万円、16万円、14万円が上限となります）。
- 引っ越した場合や要介護状態区分が大きく上がったときには、再度給付を受けることができます。
- 受領委任払いもご利用できます（福祉用具購入、住宅改修共通）。
一時的な利用者負担の軽減を目的とし、保険給付対象費用の1～3割を支払うだけで福祉用具の購入や住宅改修ができる「受領委任払い」も実施しています。詳しくは、市の窓口までお問い合わせください。



要介護1～5

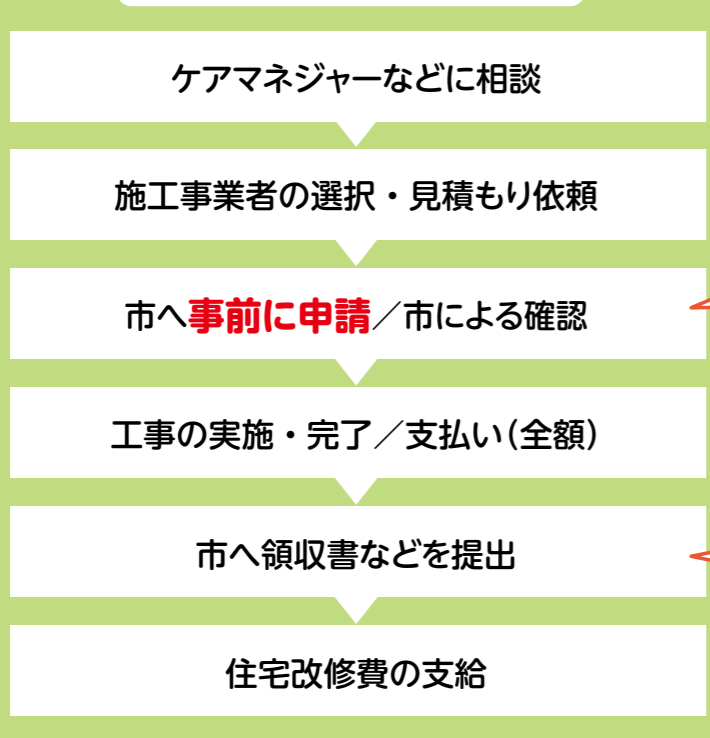
要支援1・2

介護保険でできる住宅改修の例

- 手すりの取り付け
- 段差の解消
- 滑りにくい床材、移動しやすい床材に変更
- 引き戸などへの扉の取り替え
- 和式便器を洋式便器などに取り替え
- 上記の工事に伴って必要となる工事

※本当に必要な改修になっているか、介護保険対象の工事か等、市の窓口やケアマネジャー、住宅改良相談員などの専門家に相談しましょう。

利用手続きの流れ



申請に必要な書類

- 住宅改修費支給申請書
- 工事費見積書(工事内訳が詳しくわかるもの)
- 住宅改修が必要な理由書
ケアマネジャーなどに作成を依頼します
- 改修後の完成予定の状態がわかるもの
改修前の日付入りの写真と平面図
- 住宅の所有者の承諾書
改修の利用者と住宅の所有者が異なる場合

提出に必要な書類

- 住宅改修に要した費用の領収書
- 工事費内訳書
介護保険の対象となる工事の種類を明記し、各費用などが適切に区分してあるもの
- 完成後の状態を確認できる書類
改修後の日付入りの写真を添付

介護予防に取り組みましょう！



介護予防・日常生活支援総合事業を利用していつまでも自立した生活を

市では65歳以上の人を対象とした「介護予防・日常生活支援総合事業」を行っています。この事業では介護保険の要介護（要支援）認定を受けていなくても、一人一人の生活に合わせた介護予防のためのサービスを利用することができます。

利用までの流れ

依頼書の提出

依頼書提出の窓口は高齢者あんしんセンター、介護保険課、長寿社会課または各支所の介護保険担当課です。依頼書提出は、本人のほか、本人の同意があれば代理人でもできます。

提出するもの

- 基本チェックリストおよびアセスメント実施依頼書（各窓口にあります）

基本チェックリストの実施

高齢者あんしんセンター職員が訪問等により本人と面談し、基本チェックリストに基づく聞き取りを行います。基本チェックリストとは、介護の原因となりやすい生活機能の低下がないか、運動、口腔、栄養、物忘れ、うつ症状、閉じこもりなどの25項目の質問票です。



該当

生活機能の低下がみられた人
(介護予防・生活支援サービス事業対象者)



介護予防・生活支援サービス事業
が利用できます
(一般介護予防事業も利用できます)

非該当

自立した生活を送れる人
(一般介護予防事業だけを利用する場合は、基本チェックリストを受ける必要はありません。)



一般介護予防事業
が利用できます
(65歳以上の全ての人利用できます)

介護予防・日常生活支援総合事業

生活機能とは

人が生きていくための機能全体のことで、体や精神の働きのほか、日常生活動作や家事、家庭や社会での役割などのことです。今の自分の状態をチェックして、できるだけ生活機能を低下させないことが介護予防につながります。

介護予防・日常生活支援総合事業

みなさんの生活に合わせたサービスを提供します

介護予防・生活支援サービス事業

総合事業の利用について相談する

要支援 1・2 サービス事業対象者 介護予防ケアマネジメント

高齢者あんしんセンターの職員などに相談し、サービスの種類や回数を決め、介護予防ケアプランを作成してもらいます。

介護予防ケアプランの作成および相談は無料です。

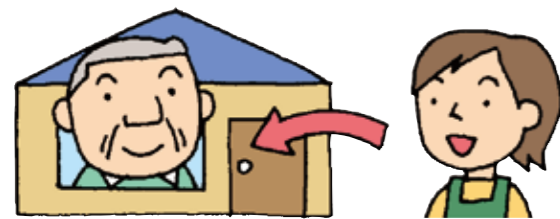


訪問型サービス

日常生活の手助けをしてもらう

要支援 1・2 サービス事業対象者 訪問介護 (ホームヘルプサービス)

ホームヘルパーに自宅を訪問してもらい、調理や掃除などを利用者といっしょに行い、利用者ができることが増えるよう支援してもらいます。



●1か月あたりの利用者負担 (1割) のめやす

サービス事業対象者・要支援1・要支援2	週1回程度	1,176円
	週2回程度	2,349円
サービス事業対象者・要支援2	週2回を超える程度	3,727円

ご注意ください! 以下のサービスは対象となりません。

本人以外へのサービス提供や、日常生活上の家事の範囲を超えるサービスは対象外です。

- 本人以外の家族のための家事
- ペットの世話
- 預金の引き出し、預け入れ
- 留守番
- 来客の応対
- 家具の移動や修繕、模様替え
- 草むしり など

理学療法士などによる健康管理に関する指導を受ける

要支援 1・2 サービス事業対象者 訪問指導事業

理学療法士、管理栄養士、歯科衛生士などに訪問してもらい、運動機能や栄養状態、口腔機能の低下を防ぐための指導を受けます。

対象者 心身機能や活動の低下、社会参加等の減少している人で、類似のサービスを受けていない人。

訪問指導事業の利用および相談は無料です。

通所型サービス

施設に通って食事や入浴などのサービスを受ける

要支援 1・2 サービス事業対象者 通所介護 (デイサービス)

デイサービスセンターで、食事・入浴などのサービスや、生活機能の維持向上のための体操や筋力トレーニングなどが日帰りで受けられます。

●1か月あたりの利用者負担 (1割) のめやす

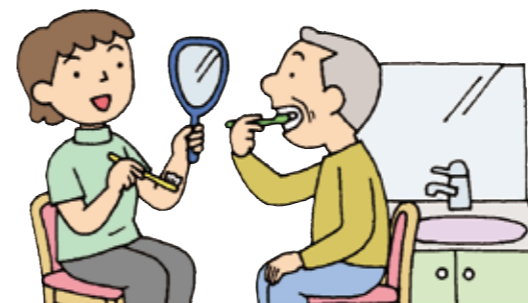
サービス事業対象者・要支援1	週1回程度	1,672円
サービス事業対象者・要支援2	週2回程度	3,428円

※利用するメニューによって別に費用が加算されます。
 ・運動器機能向上 225円/月
 ・栄養改善 200円/月
 ・口腔機能向上 150~160円/月 など
 ※食費・日常生活費は別途負担となります。



基本のサービスに加えて

- 筋力トレーニングなどの機能訓練 (運動器機能向上)
- 食事に関する指導など (栄養改善)
- 口の中の手入れ方法や、咀嚼・飲み込みの訓練法の指導など (口腔機能向上) などのメニューを選択して利用できます。



一般介護予防事業

高齢者は、年齢を重ねるごとに筋力や活力が低下し、「フレイル」と言われる虚弱な状態になります。フレイルは、健康と介護が必要な状態の中間にあり、フレイルを放置すると介護が必要な状態になってしまいます。

高崎市では、身体機能や認知機能の低下を予防し、高齢者が生きがいや役割をもって生活できるようさまざまな介護予防（フレイル予防）事業を行っています。対象者は65歳以上の全ての人です。



介護予防教室

高齢者あんしんセンターでは運動器機能や認知機能の低下等を予防することを目的に楽しみながら体操やレクリエーション等を行う教室を開催しています。

元気づくりステーション

長寿センターや福祉センターでは、楽しみながら参加できる体操や介護予防に関する講話、体力測定などを定期的に実施しています。

高齢者の居場所

高齢者が自由に集い体操やお茶飲み、おしゃべりを楽しみながら地域や世代を限定せずに参加できる場所です。「誰でも」「自由に」「お互いさま」の関係が、高齢者の社会参加や介護予防につながります。

生活機能向上指導事業

介護予防サポーター等が関わる通いの場や、高崎市社会福祉協議会に登録されているふれあい・いきいきサロンなどへ、リハビリの専門職を派遣し介護予防の講話を行っています。

介護予防サポーター養成研修

介護予防に関する知識や技術を持ち、自ら地域において介護予防を広める活動を行う介護予防サポーターを養成しています。



お問い合わせ

長寿社会課地域包括支援担当 ☎027-321-1319

高齢者同士の交流と健康増進の施設

●長寿センター

60歳以上の人の生きがいづくり、健康づくり、仲間づくりの施設です。

介護予防のほか、各種相談、健康増進、教養講座およびレクリエーションなどの事業を行っていますので、積極的にご利用ください。

施設名	所在地	電話番号
佐野長寿センター	佐野窪町22番地1	027-323-7905
六郷長寿センター	下小鳥町76番地5	027-363-1160
片岡長寿センター	石原町3892番地2	027-322-2368
京ヶ島長寿センター	矢島町229番地	027-352-0058
八幡長寿センター	藤塚町187番地1	027-327-6723
中川長寿センター	井野町1061番地1	027-363-6933
岩鼻長寿センター	東中里町193番地	027-347-2099
箕輪城長寿センター	箕郷町西明屋859番地1	027-371-6687
群馬長寿センター	三ツ寺町1094番地2	027-372-3230
新町長寿センター	新町3135番地1	0274-42-5173
新町鉄南長寿センター	新町1498番地7	0274-42-5692
高浜長寿センター	高浜町351番地	027-344-2255

●福祉センター

長寿センター以外でも、以下の福祉センターで同様の事業を実施しています。

施設名	所在地	電話番号
高崎市総合福祉センター	末広町115番地1	027-370-8822
倉淵福祉センター	倉淵町岩氷19番地1	027-378-3440
吉井福祉センター	吉井町吉井495番地	027-381-8330
シルバーセンター田町	田町71番地	027-393-6105



高齢者あんしんセンターのご案内

高齢者あんしんセンターは、みなさんが住み慣れたまちで安心して暮らしていくために、必要な援助・支援を行う高齢者の総合相談窓口です。保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャー等がそれぞれ配置され、みなさんの生活を支える役割を担っています。

高齢者あんしんセンターが行っている主な支援

ご相談ください

総合相談

介護に関する相談や悩み以外にも、福祉や医療、その他困ったことがあればご相談ください。電話や来所による相談はもちろん、積極的に地域へ訪問することで、より地域に密着したきめ細やかな支援を行っています。



自立した生活ができるよう支援します

介護予防ケアマネジメント

要支援1・2と認定された人や、介護予防・生活支援サービス事業対象者が自立して生活できるよう、介護予防の支援をします。



みなさんの権利を守ります

権利擁護

みなさんが安心して暮らせるように、みなさんの持つさまざまな権利を守ります。成年後見制度の利用支援や、高齢者への虐待防止のための早期発見・早期対応に取り組みます。



地域のネットワークを作り、みなさんを支えます

包括的・継続的ケアマネジメント

暮らしやすい地域にするため、さまざまな機関とのネットワークを作り調整します。また、ケアマネジャーの支援を行い、質の高いサービス提供に努めます。

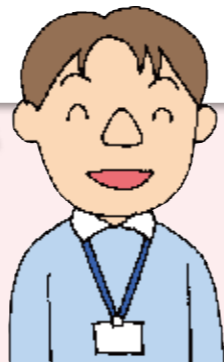


あなたのまちの高齢者あんしんセンター

地域	小学校区	高齢者あんしんセンター	住所	電話番号
旧高崎	中央・南・城南	通町	通町 143-2	027-322-2011
	北・東・西	たかさき社協	末広町 115-1	027-370-8847
	塚沢・浜尻（一部）	希望館	江木町 1093-1	027-322-2034
	片岡	高風園	寺尾町 2412	027-325-3578
	寺尾・城山	ホピ園	寺尾町 621-1	027-324-8844
	佐野	サンピエール	上佐野町 786-7	027-346-3760
	六郷（一部）・浜尻（一部）	ことり	下小鳥町 1234-2	027-362-1896
	六郷（一部）・北部	ようざん なみえ	上並榎町 1182	027-388-9143
	城東・東部	若宮苑	上大類町 759	027-352-1119
	新高尾・中川	MWS 日高北	日高町 349	027-384-8218
	八幡・西部	八幡	藤塚町 202	027-381-5367
	豊岡	豊岡	藤塚町 202	027-381-5387
	乗附・鼻高	さとの花	乗附町 208	027-321-2000
	長野	森の小径	浜川町 836-2	027-344-4439
	大類・京ヶ島（一部）	こまい	矢島町 414-1	027-352-6366
	南八幡	MWS 日高南	吉井町馬庭 2204	027-381-8826
	倉賀野	倉賀野・新町南	倉賀野町 1592-2	027-347-7277
	岩鼻	くろさわ 岩鼻	東中里町 190-4	027-388-8116
京ヶ島（一部）・滝川	恵峰園	京目町 1632-1	027-353-2359	
中居	くろさわ	中居町 3-20-8	027-353-2333	
矢中	いわた	矢中町 841	027-347-4561	
倉 淵	倉 淵	くらぶち	倉淵町三ノ倉 303	027-395-6200
箕 郷	箕輪・車郷・箕郷東	箕郷 いずみ	箕郷町矢原 12-1	027-371-8503
群 馬	金古・金古南・上郊	ルネス二之沢	足門町 166-1	027-372-4165
	国府・堤ヶ岡・桜山	関越中央	北原町 179-1	027-386-2270
新 町	新町第一	みどの新町	新町 3053-5	0274-42-0200
	新町第二	倉賀野・新町南	新町 1906-7	0274-42-1033
榛 名	下室田・中室田・上室田	新生会	中室田町 2252	027-395-8080
	里見・下里見・久留馬・宮沢	はるな	下室田町 1060-2	027-395-6580
吉 井	吉井・多胡・吉井西・岩平・入野	吉井中央	吉井町吉井 415-1	027-320-3166
	南陽台・馬庭	MWS 日高南	吉井町馬庭 2204	027-381-8826

★高齢者あんしんセンターについての問い合わせは高崎市長寿社会課地域包括支援担当（TEL.027-321-1319）にお願いいたします。

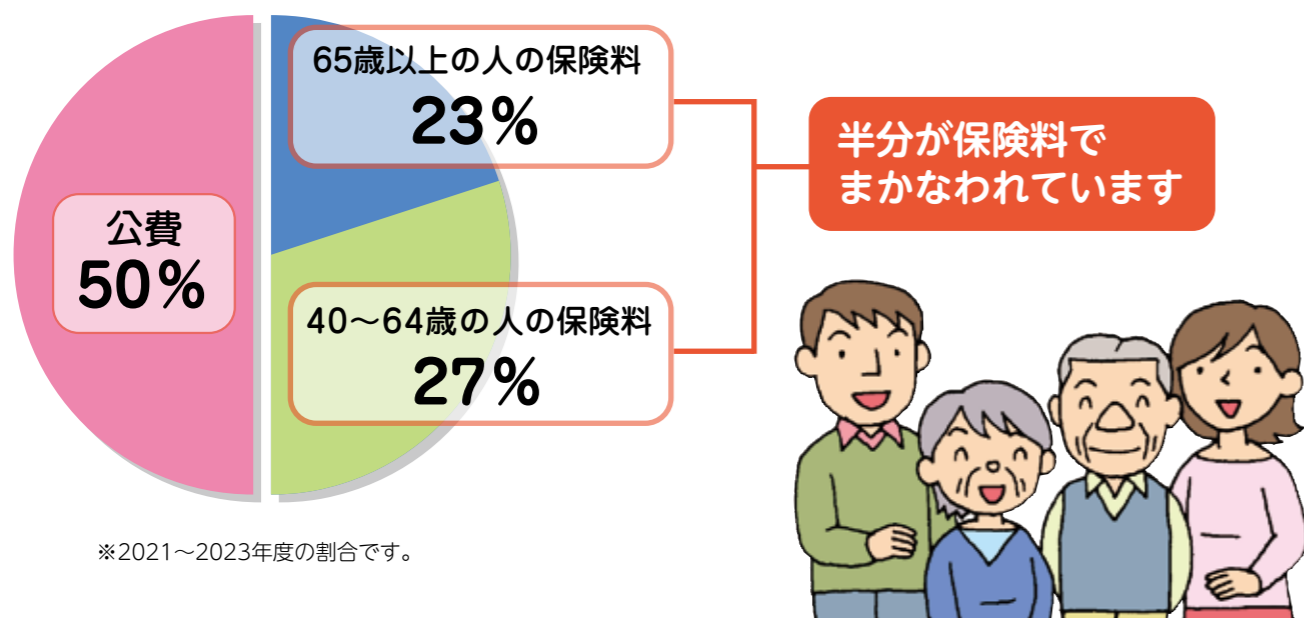
みなさんが納める介護保険料について



介護保険はみなさんが納める保険料を財源としています

介護保険は、40歳以上のみなさんが納めている介護保険料と公費を財源としています。介護が必要となったときに、誰もが安心してサービスを利用できるよう、保険料は忘れずに納めましょう。

介護保険の財源（利用者負担分は除く）



40～64歳の人（第2号被保険者）の場合

保険料の決め方と納め方

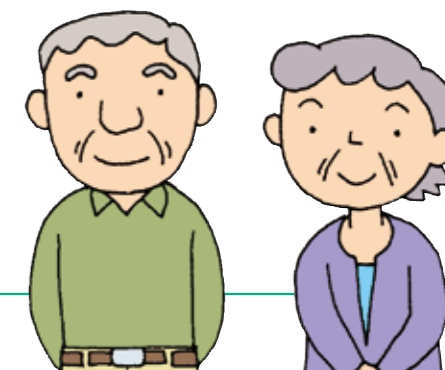
40～64歳の人の保険料は、加入している医療保険の算定方式により決まります。医療保険の保険料に介護保険分を合わせて納めます。

	国民健康保険に加入している人	職場の医療保険に加入している人
決め方	保険料は国民健康保険税（料）の算定方法と同様に、世帯ごとに決められます。	医療保険ごとに設定される介護保険料率と、給与（標準報酬月額）および賞与（標準賞与額）に応じて決められます。
納め方	医療分と後期高齢者支援金分、介護分を合わせて、国民健康保険税（料）として世帯主が納めます。	医療保険料と介護保険料を合わせて、給与および賞与から徴収されます。 ※40～64歳の被扶養者は、保険料を個別に納める必要はありません。

65歳以上の人（第1号被保険者）の場合

保険料の決め方と納め方

65歳以上の人の保険料は、市で介護保険のサービスに必要な費用をもとに決められます。



下記のように算出された「基準額」から、みなさんの所得に応じて段階的に保険料が決定されます。

決め方

$$\frac{\text{市に必要な介護サービスの総費用} \times \text{65歳以上の人の負担分 23\%}}{\text{市に住む65歳以上の人数}} = \text{基準額 (年額) 77,700円}$$

高崎市の2021～2023年度の保険料の基準額 77,700円（年額）

介護保険料

65歳になる年度の保険料について

65歳になった月（65歳の誕生日の前日がある月）から、第1号被保険者として保険料を納めます。



- 例 10月1日生まれ → 9月分から
- 10月2日生まれ → 10月分から

●64歳までの分

4月から、65歳になる月の前月までの分は、年度末までの納期に分けて、加入している医療保険の保険料（介護保険分）から納めます。

●65歳からの分

65歳になった月から年度末までの分は、年度末までの納期に分けて、「介護保険料」として納付書で納めます。

〈例：10月2日生まれの人の場合〉



4～9月分は、年度末までの納期に分けて加入している医療保険の保険料から納めます。

10月～翌年3月分は、年度末までの納期に分けて、納付書で納めます。

所得段階	対象となる人	保険料率	保険料 (年額)	
第1段階	●生活保護受給者 ●老齢福祉年金※1受給者で世帯全員が市民税非課税の人 ●世帯全員が市民税非課税で本人の合計所得金額※2と課税年金収入額※3の合計額が80万円以下の人	基準額 ×0.30	23,300円	
第2段階	世帯全員が 市民税非課税で、	本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円を超え120万円以下の人	基準額 ×0.50	38,800円
第3段階		本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が120万円を超える人	基準額 ×0.70	54,300円
第4段階	本人が市民税非課税で、 他の世帯員が市民税課税で、	本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下の人	基準額 ×0.85	66,000円
第5段階		本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円を超える人	基準額	77,700円
第6段階	本人が 市民税課税で、	本人の合計所得金額が120万円未満の人	基準額 ×1.20	93,200円
第7段階		本人の合計所得金額が120万円以上200万円未満の人	基準額 ×1.30	101,000円
第8段階		本人の合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	基準額 ×1.50	116,500円
第9段階		本人の合計所得金額が300万円以上330万円未満の人	基準額 ×1.60	124,300円
第10段階		本人の合計所得金額が330万円以上410万円未満の人	基準額 ×1.80	139,800円
第11段階		本人の合計所得金額が410万円以上770万円未満の人	基準額 ×1.90	147,600円
第12段階		本人の合計所得金額が770万円以上の人	基準額 ×2.00	155,400円

※1 老齢福祉年金 明治44年(1911年)4月1日以前に生まれた人、または大正5年(1916年)4月1日以前に生まれた人で一定の要件を満たしている人が受けている年金です。

※2 合計所得金額 合計所得とは、収入金額から必要経費に相当する金額を引いた金額で、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。第1～第5段階については、「公的年金等に係る雑所得」を控除した金額を用います。第1～第5段階の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。第6段階以上の合計所得金額に給与所得または公的年金等に係る雑所得が含まれている場合は、給与所得および公的年金等に係る雑所得の合計額から10万円を控除した金額を用います。土地売却等に係る特別控除額がある場合は、「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額を用います。

※3 課税年金収入額 国民年金・厚生年金・共済年金等課税対象となる種類の年金収入額です。障害年金・遺族年金・老齢福祉年金等は非課税年金のため、含まれません。

納め方

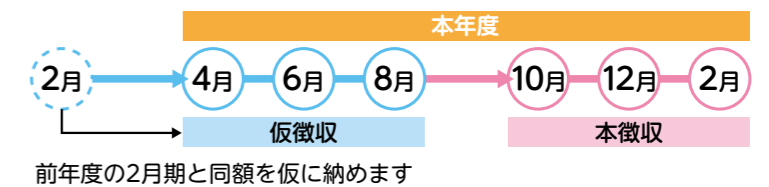
65歳になった人の保険料の納め方は、受給している年金額によって2種類に分けられます。

年金が年額18万円以上の人

年金から差し引き(特別徴収)

保険料の年額が、年金の支払い月(4月・6月・8月・10月・12月・2月)に年6回に分けて差し引きになります。特別徴収の対象となるのは、老齢(退職)年金、遺族年金、障害年金です。

65歳以上の人の保険料は、6月以降に確定します。そのため、4月、6月、8月は、暫定的な額での徴収(仮徴収)となります。通常は前年度の2月期と同額です。



■ 次のような場合、年金が年額18万円以上でも一時的に納付書で納めることがあります

- ・65歳(第1号被保険者)になり、年金からの差し引きに切り替わるまでの間
- ・他の市区町村から転入した場合
- ・年度途中で年金(老齢(退職)年金、遺族年金、障害年金)の受給が始まった場合
- ・収入申告のやり直しなどで、保険料の所得段階が変更になった場合
- ・年金が一時差し止めになった場合

……など

年金が年額18万円未満の人

納付書・口座振替(普通徴収)

●口座振替または納付書で、期日までに指定の金融機関またはコンビニエンスストアで納めます。その他、ペイジー、クレジットカード、スマホアプリによる納付も可能です。この場合、領収証書の発行は行いませんので、必要場合は金融機関またはコンビニエンスストアで納付してください。

■ 保険料納付は口座振替が便利です

便利で安心な口座振替がおすすめです。納めに行く手間が省け、納め忘れの心配もありません。次のものを持って、指定の金融機関でお申し込みください。

- 保険料の納付書
- 預(貯)金通帳
- 印かん(通帳届け出印)

※申し込みから口座振替開始までの月や、残高不足などにより自動引き落としできなかった場合などは、納付書で納めることになります。



保険料を滞納していると

保険料を滞納していると滞納期間に応じて次のような措置がとられます。

1年以上滞納すると

サービスを利用したときの費用の全額をいったん利用者が負担し、申請により、あとで保険給付分が支払われます。

1年6か月以上滞納すると

費用の全額を利用者が負担し、申請後も保険給付の一部、または全部が一時的に差し止めとなり、滞納していた保険料に充てられることもあります。

2年以上滞納すると

サービスを利用するときの利用者負担が引きあげられたり、高額介護サービス費、特定入所者介護サービス費等が受けられなくなったりします。

※災害や失業など、やむを得ない理由で保険料を納めることが難しくなったときは、保険料の減免が受けられることがあります。困ったときは、お早めに介護保険課までご相談ください。

介護保険以外のサービス

①～⑧(P36～38)のサービスの利用を希望する人は、担当の高齢者あんしんセンター(P31)にお申し込みください。ただし①～③(P36～P37)のサービスの利用を希望する40歳未満の障害者の人は、介護保険課または各支所市民福祉課にお申込みください。

※①～④、⑦、⑩については、介護保険料を完納していない場合は、利用できません。
①～⑦、⑨～⑪の内容に関するお問い合わせは、介護保険課介護サービス担当 ☎027-321-1250へ



市のホームページでも高齢者福祉について、ご覧いただけます。

布団を乾燥消毒する

① 布団乾燥消毒サービス

寝具乾燥の専用車両が、直接自宅まで伺い、布団などの乾燥消毒を行います。利用回数は原則年6回までです。ただし布団丸洗いサービスと併用で利用する場合は、年4回までです。

対象者 疾病などにより寝具を自力で干すことが困難で、家族などによる寝具の衛生管理が困難なひとり暮らしや共に高齢なふたり暮らしまたはこれに相当する世帯の人で次の①～③のいずれかに該当する人
①65歳以上の人
②肢体不自由1級または2級程度の身体障害者
③療育手帳A程度の知的障害者

費用負担 無料

布団を洗う

② 布団丸洗いサービス

掛布団(羽毛布団を含む)、敷布団、マットレス、毛布、肌掛、枕を年2回委託業者が訪問し、丸洗った後に自宅まで届けます。

対象者 寝たきりなどにより失禁などがあり、家族などによる寝具の衛生管理が困難なひとり暮らしや共に高齢なふたり暮らしまたはこれに相当する世帯の人で次の①～③のいずれかに該当する人
①65歳以上の人
②肢体不自由1級または2級程度の身体障害者
③療育手帳A程度の知的障害者

費用負担 無料



自宅で散髪

③ 出張理美容サービス

年3回を限度として、理美容師が自宅を訪問し、理美容を行います。理容の場合は散髪・顔そり、美容の場合はカット・ブローのサービスが受けられます。申請月により、理美容券発行枚数が右のとおり異なります。

●年間発行枚数
年3枚が限度

申請月	発行枚数
4・5・6・7月	3枚
8・9・10・11月	2枚
12・1・2・3月	1枚

対象者 寝たきりなどにより理美容店に行くことが困難な人で次の①～③のいずれかに該当する人
ただし、親族等により外出等について援助を受けられる人を除く
①65歳以上で、要介護1以上の認定を受けた人または認定は受けていないが身体状況がこれに相当する人
②肢体不自由1級または2級程度の身体障害者
③療育手帳A程度の知的障害者

費用負担 無料



おむつを配達する

④ おむつ給付サービス

委託業者が月2回程度自宅を訪問し、おむつを配達します。1か月の限度額があります。

対象者 寝たきりや認知症などにより常時失禁状態にあり、おむつを必要とする65歳以上で、次の①～③のいずれかに該当する人。
①要介護1以上の認定を受けた人または認定は受けていないが身体状況がこれに相当する人
②肢体不自由1級または2級程度の身体障害者
③療育手帳A程度の知的障害者

費用負担 1か月の限度額まで無料



緊急通報装置・安否確認センサーの設置／日常生活等の総合相談

⑤ 高齢者等あんしん見守りシステム

緊急通報装置と安否確認センサーを設置し、高齢者の見守り体制を強化します。また、システムを通じて高齢者のさまざまな相談に応じます。

対象者 65歳以上のひとり暮らしや共に高齢なふたり暮らしまたはこれに相当する世帯に該当する人

費用負担 ●設置費用 無料
●設置後の維持費および相談費用 無料
●通信時の電話料金 利用者負担

徘徊による行方不明を防ぐ

⑥ はいかい高齢者救援システム

認知症による徘徊行動がみられる高齢者を介護する家族などにGPS機器を貸し出し、高齢者がGPS機器を身に付けることで、徘徊による行方不明を早期発見します。

対象者 市内に居住し、65歳以上で認知症の周辺症状である徘徊行動がみられる高齢者を介護する人等

費用負担 無料（ただし、靴にGPS機器を設置して利用する場合、靴の購入などについては自己負担となります。）



火災警報器の給付・福祉電話の貸与

⑦ 日常生活用具給付等サービス

在宅での生活を維持できるよう、次の2種目の必要機器を提供し、安全性の確保と家族などの不安を軽減します。

種目	内容	区分
火災警報器	ひとり暮らし高齢者宅などで、防火に配慮が必要な人に火災をいち早く知らせるため、火災警報器を設置します。	給付
福祉電話	緊急事態発生時などに使用するため、低所得者で生計が困難なひとり暮らし高齢者宅などに福祉電話を設置します。	貸与

対象者 疾病などにより日常生活に不安のある65歳以上の人で次の①～②のいずれかの世帯に該当する人

- ①火災警報器 ひとり暮らしや共に高齢なふたり暮らしまたはこれに相当する世帯で生活保護法による被保護世帯または生計中心者が前年分所得税非課税の世帯
- ②福祉電話 ひとり暮らしや共に高齢なふたり暮らしまたはこれに相当する世帯で生活保護法による被保護世帯またはこれに相当する世帯

火災警報器

- 設置費用 無料
- 設置後の維持費 利用者負担

福祉電話

- 設置費用 無料
- 通話料 利用者負担

お弁当を配達する

⑧ 配食サービス

対象者の状態に応じて朝食、昼食、夕食を自宅まで配達すると共に安否確認も行います。

対象者 自分で食事の用意を行うことや、家族などによる食事の援助を受けることが困難であり、低栄養の予防改善や見守りが必要な65歳以上の人で次の①～③のいずれかに該当する人

- ①介護予防・生活支援サービス事業対象者
- ②要支援認定者
- ③要介護認定者

費用負担 一食あたり 朝食200円 昼食350円 夕食350円

お問い合わせ 長寿社会課地域包括支援担当 ☎027-321-1319



はり・きゅう・マッサージ

⑨ はり・きゅう・マッサージ施術費用助成事業

高崎市と契約をした施術所で、はり・きゅう・マッサージを受ける場合、費用の一部を助成します。

対象者 60歳以上の人（マッサージは70歳以上で前年分所得税非課税世帯の人）

助成金額 年間4,000円（1枚につき1,000円補助の受療券を4枚発行）

在宅での介護者への介護慰労手当

⑩ 在宅ねたきり高齢者等介護慰労手当

基準日（8月1日）において高崎市に住所があり、かつ実際に居住している65歳以上の要介護4・5に認定されている、またはこれに相当する人を、基準日以前の1年間で180日以上、在宅で介護していた人に支給します。

病院への入院や、介護施設への入所、ショートステイの利用日数等は、在宅で介護していた日数から除かれます。

基準日に死亡または入院・入所していた場合は、特例として該当になる場合があります。

支給額 6カ月以上1年未満…30,000円
1年以上…80,000円または100,000円※

※1年以上の100,000円は市民税非課税世帯に属する人を介護保険サービスを利用せずに介護している場合に支給します。

住宅改修の相談

⑪ 住宅改良相談員（リフォームヘルパー）派遣事業

手すりの取り付けや段差の解消など、高齢者向けの住宅に改良しようとする場合、建築士の住宅改良相談員が訪問し、身体状況や家屋の構造などを踏まえて住宅改良に関する相談・助言を行います。

対象者 60歳以上の人

費用負担 無料



介護疲れの軽減や介護離職を防ぐ

⑫ 介護SOSサービス

高齢者やその介護者にお困りごとがあるとき、24時間電話一本でヘルパーの派遣や宿泊場所の提供を行います。

対象者 65歳以上の人

費用負担 ●訪問サービス1時間あたり ……250円
●宿泊サービス1泊2食付 ……2,000円
1泊2食・送迎付 ……3,000円

利用申し込み 利用申込専用ダイヤル ☎027-360-5524 (24時間365日利用可能)

お問い合わせ 長寿社会課地域包括支援担当 ☎027-321-1319

ごみ出し困難世帯への支援

⑬ 高齢者ごみ出しSOS

ごみ出しが困難な世帯を対象に、週に1回、戸別訪問により委託業者がごみを収集します。収集時に声かけによる安否確認も行います。

対象者 70歳以上の人のみで構成される世帯、障害を有する人のみで構成される世帯など

収集するごみの種類 燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源物、危険物

費用負担 無料

お問い合わせ 一般廃棄物対策課管理担当 ☎027-321-1253

小さな困りごとを解消する

⑭ ちょこっと助け隊

高齢者等が地域で自立して生活が送れるよう、日常生活でのちょっとした困りごとをシルバー人材センター会員が訪問して対応するサービスです。

作業内容 シルバー人材センターの会員が一人で行い、電球の交換、清掃、除草作業、買物等の最長3時間以内で終了する継続性のない簡易な作業

対象者 65歳以上のひとり暮らしや共に高齢なふたり暮らしまたは障害者のみの世帯の人

費用負担 ●1時間以内 ……500円
●1時間を超え2時間以内 ……1,000円
●2時間を超え3時間以内 ……1,500円
※材料費等は別途負担していただきます。
※作業終了後、作業者に直接料金をお支払いいただきます。

お問い合わせ 高崎市シルバー人材センター ☎027-322-0206

生活の足として地域内を無料巡回

⑮ おとしよりぐるりんタクシー

高齢者等交通弱者向けの移動支援として、市内でも高齢化率が高い地域でルート上ならどこでも乗り降り自由、利用料無料、事前予約・利用登録不要の巡回タクシーを、毎日午前9時から午後5時まで運行します。

運行ルート 倉淵、榛名、吉井、乗附、片岡、寺尾、南八幡

対象者 誰でも利用可能 (車いすでも利用可能)

費用負担 無料

お問い合わせ 長寿社会課長寿企画担当 ☎027-321-1248

買い物を代行する

⑯ 高齢者等買物代行業業

買物代行ボランティアが週に1回程度、自宅に訪問して注文を伺い、近所のスーパーなどで日常生活用品の買い物を代行します。利用には事前に高崎市社会福祉協議会への登録が必要です。

対象者 日常的な買い物が困難な人

費用負担 1回100円 (チケットを事前購入)

お問い合わせ 高崎市社会福祉協議会 ☎027-370-8855

倉淵地域の買い物や通院での移動を支援

⑰ 倉淵買い物おでかけ便 (せせらぎ号)

倉淵地域で、利用者の自宅から地域内の商店、金融機関、公共施設、医療機関または最寄りのバス停までを、地域のボランティアが乗り合いにより送迎します。利用には事前に高崎市社会福祉協議会への登録が必要です。

対象者 倉淵地域に居住する65歳以上の高齢者

費用負担 往復200円 (片道100円・利用券を事前購入)

お問い合わせ 高崎市社会福祉協議会倉淵支所 ☎027-378-3440

車いす対応車両を借りる

⑱ 車いす対応車両貸出サービス事業

初回の利用時には登録が必要で、その後は貸出場所に電話予約を入れれば何度でも利用可能です。1回の申し込みで5日間まで借りることができます。

対象者 常時または一時的に車いすなどによる介助を必要とする高齢者、身体障害者、傷病者

費用負担 無料 (ただし、ガソリン代の自己負担とともに清掃をお願いします。)

お問い合わせ 高崎市社会福祉協議会 ☎027-370-8855



税金の控除

介護保険料や介護サービス利用料などについて、所得税・市県民税の控除が受けられる場合があります。

●介護保険料

ご自身が1月から12月の1年間にお支払いいただいた介護保険料は、税の申告の際に社会保険料控除の対象になります。

特別徴収の人：「公的年金等源泉徴収票」に記載の「社会保険料の金額」を本人のみ控除できます。

口座振替の人：「口座振替納付済通知書」に記載の「介護保険料」を控除できます。

納付書払の人：支払時に領収印が押された「介護保険料領収証書」の合計金額を控除できます。

ペイジー、クレジットカード、スマホアプリによる納付の場合、介護保険料領収証書は発行しません。

※源泉徴収票、介護保険料領収証書等は、申告時に添付資料となりますので、大切に保管してください。紛失または「介護保険料領収証書」の発行がない場合は、「納付確認書」を発行しますので、1月下旬以降に介護保険料担当にお問い合わせください。

●サービス利用料

サービスを利用したときの自己負担額は、サービスの種類などにより、一部または全部が医療費控除の対象になる場合があります。

申告には次のことが記載された領収書が必要です。

◆医療費控除の対象になる介護保険サービス

	サービス名	控除の対象になる額
医療系	<ul style="list-style-type: none"> ●訪問看護 ●介護予防訪問看護 ●訪問リハビリテーション ●介護予防訪問リハビリテーション ●居宅療養管理指導 ●介護予防居宅療養管理指導 ●通所リハビリテーション（デイケア） ●介護予防通所リハビリテーション（デイケア） ●定期巡回・随時対応型訪問看護（一体型事業所で訪問看護を利用する場合） ●看護小規模多機能型居宅介護（医療系サービスを含む組み合わせにより提供されるもの） 	サービス利用の際の自己負担額（食費を含む） ※保険給付の支給限度額超過分（全額自己負担となった部分）も控除の対象となります。
	<ul style="list-style-type: none"> ●短期入所療養介護（医療型ショートステイ） ●介護予防短期入所療養介護（医療型ショートステイ） 	1～3割の自己負担額と滞在費・食費にかかる自己負担額
福祉系	<ul style="list-style-type: none"> ●訪問介護（身体介護が中心の場合・通院等乗降介助）※生活援助中心型の場合は対象外 ●夜間対応型訪問介護 ●地域支援事業の訪問型サービス ●訪問入浴介護 ●介護予防訪問入浴介護 ●通所介護（デイサービス） ●地域密着型通所介護 ●認知症対応型通所介護 ●小規模多機能型居宅介護 ●地域支援事業の通所型サービス（デイサービス） ●介護予防認知症対応型通所介護 ●介護予防小規模多機能型居宅介護 ●短期入所生活介護（ショートステイ） ●介護予防短期入所生活介護（ショートステイ） ●定期巡回・随時対応型訪問看護（上記以外） ●看護小規模多機能型居宅介護（医療系サービスを含まない組み合わせにより提供されるもの） 	1～3割の自己負担額 ※居宅サービス計画（ケアプラン）または介護予防サービス計画に位置づけられ、医療系サービスと一緒に利用していることが前提です。 ※保険給付の支給限度額超過分（全額自己負担となった部分）は控除の対象となりません。 ※通所介護の食費、短期入所生活介護の滞在費・食費は控除の対象となりません。
	<ul style="list-style-type: none"> ●介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） ●地域密着型介護老人福祉施設 	1～3割の自己負担額と居住費・食費にかかる自己負担額の合計の2分の1
施設	<ul style="list-style-type: none"> ●介護老人保健施設 ●介護医療院 ●介護療養型医療施設 	1～3割の自己負担額と居住費・食費にかかる自己負担額

寝たきりの人、または身体障害者に準ずると認められる人などは、所得税や市県民税の申告のときに、医療費控除や障害者控除を受けられます。

市では控除に必要な認定書等を以下のとおり発行しています。

●おむつ代の医療費控除確認書

紙おむつの購入費は、医療費控除の対象になることがあります。所得税や市県民税の申告の際に、寝たきり状態であることおよび治療上紙おむつ使用が必要であることについて、医師が発行した「おむつ使用証明書」を提出することにより、医療費控除の対象となります。

なお、次の①～③全てに該当する人については、「おむつ使用証明書」に代わり、市が発行する「おむつ代の医療費控除確認書」を提出することにより、医療費控除の対象として申告できます。「おむつ代の医療費控除確認書」の発行には、申請が必要です。

申請時期 当該年の年明けから

対象者 次の全てに該当する人

- ①前回の所得税や市県民税の申告の際、おむつ代にかかる医療費控除を受けている人
- ②要介護認定を受けている人
- ③主治医意見書の記載内容が一定条件（寝たきり状態であることおよび尿失禁があること）に該当している人

お問い合わせ 介護保険課指導認定担当 ☎027-321-1242

●障害者控除対象者認定書

障害者手帳の交付を受けていない65歳以上の高齢者で、身体障害者または知的障害者に準ずる人については、介護保険の要介護認定の資料をもとに障害者控除の対象になるかどうか判定し、対象となる場合には、認定書を交付します。

認定書の交付には障害者控除対象者認定申請が必要になります。

所得税や市県民税の申告をする際に、この認定書を提示すると、本人または扶養者が障害者控除または特別障害者控除を受けることができます。

申請時期 当該年の年明けから

対象者 次の全てに該当する人

- ①障害者手帳の交付を受けていない65歳以上の人
- ②介護保険の要介護認定を受けている人
- ③要介護認定の結果が、市の判定基準を満たしている人

お問い合わせ 介護保険課指導認定担当 ☎027-321-1242



高崎市 福祉部

〒370-8501 高崎市高松町35番地1
ホームページ <https://www.city.takasaki.gunma.jp>

介護保険課 Eメール kaigo@city.takasaki.gunma.jp

- サービス・利用料に関するお問い合わせ
介護サービス担当 TEL 027-321-1250 (直通)
- 介護保険料に関するお問い合わせ
介護保険料担当 TEL 027-321-1219 (直通)
- 介護認定に関するお問い合わせ
指導認定担当 TEL 027-321-1242 (直通)
FAX 027-321-1166 (各担当共通)

長寿社会課 Eメール choujuu@city.takasaki.gunma.jp

- 総合事業に関するお問い合わせ
地域包括支援担当 TEL 027-321-1319 (直通)
FAX 027-326-7387

各支所 介護保険担当課

- 倉渕支所 市民福祉課 福祉担当
〒370-3492 高崎市倉渕町三ノ倉303番地 TEL 027-378-4525 (直通)
Eメール: kurabuchi-sf@city.takasaki.gunma.jp FAX 027-378-4024
- 箕郷支所 市民福祉課 長寿介護担当
〒370-3192 高崎市箕郷町西明屋702番地4 TEL 027-371-9056 (直通)
Eメール: misato-sf@city.takasaki.gunma.jp FAX 027-371-7220
- 群馬支所 市民福祉課 長寿介護担当
〒370-3592 高崎市足門町1658番地 TEL 027-373-1274 (直通)
Eメール: gunma-sf@city.takasaki.gunma.jp FAX 027-310-0557
- 新町支所 市民福祉課 長寿介護担当
〒370-1392 高崎市新町3152番地1 TEL 0274-42-1238 (直通)
Eメール: shinmachi-sf@city.takasaki.gunma.jp FAX 0274-42-3449
- 榛名支所 市民福祉課 長寿介護担当
〒370-3392 高崎市下室田町900番地1 TEL 027-374-5113 (直通)
Eメール: haruna-sf@city.takasaki.gunma.jp FAX 027-374-5036
- 吉井支所 市民福祉課 長寿介護担当
〒370-2192 高崎市吉井町吉井川371番地 TEL 027-387-3133 (直通)
Eメール: yoshii-sf@city.takasaki.gunma.jp FAX 027-387-3212

令和4年1月発行

UD FONT
by MORISAWA

ユニバーサルデザイン (UD) の考え方に基づき、より多くの人へ適切に情報を伝えられるよう配慮した見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

リサイクル適性 (A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

